

令和8年度 福岡市市民活動保険に関する募集要項

福岡市市民活動保険について受託していただける事業者の方を、次のとおり募集し、見積合わせにより選定を行います。

1 業務名

福岡市市民活動保険

2 業務の内容

別紙「仕様書」参照

3 見積合わせ参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この見積合わせの公示日から契約の相手方決定の日（契約の相手方決定がなかったときは、この見積合わせの終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- (3) この見積合わせの公示日から契約の相手方決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 福岡市税に係る徴収金（市税及び延滞金）を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市内に本社または支社（支店）がある保険会社（代理店を除く）であり、業務の適切な履行が可能であること。
※なお、契約の相手方に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 事前説明会

- (1) 日時 令和8年3月5日(木) 15:00~16:00
- (2) 場所 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所7階 コミュニティ推進課

※見積書を提出する場合は、事前説明会へ出席してください(必須)。

※説明会への参加を希望される場合は令和8年3月4日(水) 12時までに、「参加申込書」(別紙1)を電子メールにてコミュニティ推進課へご提出ください。

なお、1事業者につき1名のご参加とさせていただきます。

※ご提出された際は、到着(受信)確認のため、必ずお電話ください。

5 質問の提出

事前説明会以降、質問がある場合は、「質問書」(別紙4)を提出してください。

- (1) 受付期間 令和8年3月10日(火) 12時まで
- (2) 提出方法 電子メール ※電話およびFAXによる質問には回答できません。
- (3) 回答方法 事前説明会に参加されたすべての方に、質問事項と回答内容を電子メールにてお知らせいたします。

6 見積合わせ参加申請書の提出

参加希望者は、以下の書類を提出してください。

- (1) 提出書類 ①申請書(別紙2)
②実績一覧表(別紙3)
- (2) 提出期間 令和8年3月6日(金)から令和8年3月19日(木)まで
(土・日祝日を除く10時から17時まで)
- (3) 提出方法 「10 お問い合わせ先・書類提出先」へ郵送、持参または電子メールのいずれかにより行うものとし、FAXによるものは受け付けません。
※郵送または電子メールにより提出された際は、到着(受信)確認のため、必ずお電話ください。

7 参加資格通知等

- (1) 申請書を提出した者のうち、審査の結果、参加資格があると認められた者に対して令和8年3月23日(月)までに見積依頼書を電子メールにて送付します。ただし、見積合わせにより契約の相手方として決定した場合であっても、見積書提出時まで、継続して参加資格があると認められない場合は、相手方決定を取り消します。
- (2) 申請書を提出した者のうち、見積合わせ参加資格がないと判断した者に対しては、参加資格がない理由等を書面により通知します。

8 見積書提出日時

- (1) 日時 令和8年3月24日(火) 10:00~
- (2) 場所 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所7階 コミュニティ推進課

※見積書を提出する場合は、事前説明会へ出席してください(必須)。

9 その他留意事項

本事業は令和8年度予算による事業につき、予算が承認されないなどの事情により、本事業の予算が成立しない場合は、事業が中止になることがあります。

10 お問い合わせ先・書類提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 市役所7階

福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課 担当：田口・小島

TEL：092-733-5161

Eメール：community.CAB@city.fukuoka.lg.jp